

令和7年度 第1回 船橋市学校安全対策委員会 会議録

- 1 日時 令和8年1月22日(木)午後1時30分から
- 2 会場 船橋市役所7階 教育委員室
- 3 議事 「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について

【会議録】

議長 : それでは議事に入ります。今回は、「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの改訂」の内容についてと、学校での現状についての報告を受けて、皆さんから意見をいただく形で進行します。まずは、事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、学校における食物アレルギーについての概要、および、「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に替わるマニュアル改訂案について、ご説明いたします。まず、学校における食物アレルギーについての概要です。平成24年12月に東京都調布市の小学校で、給食後、児童が死亡する食物アレルギー事故が起こり、平成26年に「アレルギー疾患対策基本法」が成立しました。これを受け平成29年、国は「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針」を策定しました。この方針では、「アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項」として、日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保、アレルギー疾患の正しい知識の啓発に努めることなどが示されました。本市では、調布での事故より少し前の平成24年9月に作成したマニュアルにしたがい、アレルギー対応を行っておりました。平成29年に、本市マニュアルの大幅な改訂を行い、船橋市医師会を中心に関係各所の全面的なご協力をいただき、学校現場においても周知され、マニュアルに沿った運用が定着しつつありました。令和2年3月に日本学校保健会の「ガイドライン」が改訂され、これを踏まえて、令和3年9月に本市マニュアルの改訂を行いました。本市現マニュアルは、令和4年4月から実施してきましたが、マニュアルの実施と同時、令和4年4月から、学校給食用食材について、使用しない品目を定めました。具体的には、そば・ナッツ類の12品目を学校給食に使用していません。さきほど、委員長から令和7年度は、小学校で6%、中学校で5.8%の児童生徒が食物アレルギーの対象者であることを話されていましたが、この使用しない12品目を定めることにより、学校給食で対応が必要な児童生徒は、令和7年度では、全児童数の3.0%、

全生徒数の 3.7%となり、より集中的に学校給食でのアレルギー対応ができるようになったといえます。しかしながら、今年度も食物アレルギーによる事故が発生いたしました。その中で、救急搬送を行った事故は6件ございます。発生順でご説明いたしますと、1件目は、約4か月前に除去を解除された食物による発症、2件目は、入学前に解除された食物による発症、3件目は、家庭科の調理実習に使用する食材の確認不足による誤食、4件目は、おかわり時の確認不足による誤食、5件目と6件目は登校前の自宅での誤食による発症でした。また、食物アレルギーの対応等について、学校・保護者・医療機関から、教育委員会にお問い合わせをいただくことがあります。保護者からは、家庭と同様の細かい対応が学校でもできるのかというアレルギー対応の可否について、弁当対応を考慮するケースについてなどです。学校からは、アレルギー対応の要不要について、除去食の有無などについての質問や相談です。医療機関からは、中学校給食について、学校生活管理指導表の E の欄について、弁当対応についてなどのご質問をいただきます。これらの回答は、船橋市学校給食マニュアルに記載されているものから、説明する場合がありますが、家庭科の調理実習やおかわり、弁当対応を考慮するケースの具体例などについては、本市の現マニュアルに記載されていないものもあり、日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」の内容を踏まえ、回答していました。そこで、今回のマニュアル改訂では、事故を未然に防ぎ、児童生徒がより安全に安心して学校生活を送ることができること、また、食物アレルギーへの理解が深まることを目指し、マニュアルの改訂案を作成いたしました。それでは、改訂の主なポイントについてご説明いたします。ポイントは5つございます。まずは、1ページをご覧ください。改訂のポイント1つ目は参考文献の明記です。国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」で示されたとおり、日本学校保健会作成の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、文部科学省作成の「学校給食における食物アレルギー対応指針」の周知を図るため、各ページの表記を見直し、極力「ガイドライン」および「対応指針」の文面を活かすようにしました。また、これら2つの文書のほか、千葉県教育委員会をはじめ各所から、食物アレルギーに関する手引き等が公表されており、アレルギー疾患についての理解がさらに進むよう、市のマニュアルの必要箇所に参考資料のページを明記し、日常業務のなかで、国の基本方針に則した対応が自然と習得できるように心がけました。なお、紙面の都合上、これらの資料名は略称で表記し、1頁に、略称のリストを掲載しました。

改訂のポイント2つ目は、学校で行う対応についての記載です。まず、9頁～10頁「食物アレルギー対応運用上の注意点について」です。こちらは、食物アレルギーに関わることの多い養護教諭・栄養士だけではなく、誰もが一目で見てわかるよう、船橋市教育

委員会作成の文書や文部科学省の対応指針等を整理し、まとめました。14頁の「学校給食における具体的対応時の注意点」も同様に、学校へ通知済みの内容について記載しました。14頁の【レベル3】除去食対応についてですが、「本来の除去食」は、「船橋市は実施しない」としました。一方、「広義の除去食」については、中学校は飲用牛乳のみ、小学校および特別支援学校では、飲用牛乳のほか、単品の果物なども対象としました。26頁の「食物アレルギー対応の解除」は、ガイドライン等を参考に作成しました。

改訂のポイント3つ目は、学校生活（給食以外）での留意点です。18頁をご覧ください。学校で食べ物にさわる、食べる場面の多くは給食であることに変わりはありませんが、給食以外でも食物アレルギーについて留意が必要です。そのため、新たに給食以外での留意点について明記しました。また、表紙をご覧ください。本マニュアルのタイトルを「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」から「船橋市立小学校・中学校・特別支援学校食物アレルギー対応マニュアル」に変更しました。

改訂のポイント4つ目は、緊急時の対応です。20～24頁で、緊急時の対応について取り上げました。県の手引きに準じたものに変更しました。24頁のエピペンの保管場所について、小学校はランドセルの小さいポケットの中、中学校は通学バッグの内ポケットの中とし、カバンの保管場所をロッカーの最上段、可能であれば廊下に近い場所とし、ロッカーは赤テープなどで目立つようにすることを明記しました。保管場所を市内で統一することで、どの職員も把握がしやすく、また学校を異動した際もすぐに対応ができると考えられるためです。

改訂のポイント5つ目は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）です。別 Ver.3 学校生活管理指導表をご覧ください。まず表紙を Ver.2 を Ver.3 としました。次に「学校生活上の留意点」の「【給食】」は「2」で、給食で使用しない食材（例 落花生）のみを原因食物とする児童生徒であっても、全て○印をつけていただきたいため、○印をつけた状態の「②」としました。また「E」欄のタイトル名を「その他の確認事項」から「原因食物を除去する場合に、より厳しい除去が必要なもの」としました。これは、日本学校保健会が作成した学校生活管理指導表の表記に準ずる形です。さらに牛乳アレルギー、「乳糖」と「乳清焼成カルシウム」のように、アレルゲンが複数ある場合でも、食品ごとにチェックボックスを設け、原因食物が明確になるようにしました。また、「F」の欄を広くしました。情報量が多い場合に、少しでも多く記入できるようにしました。事務局からの説明は以上になります。

議長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。続けて学校の現状について説明をお願いします。初めに給食主任の平野委員よろしくをお願いします。

平野委員：よろしくお願ひいたします。本校ではまず4月の年度初めの時に全職員でアレルギー対応について確認をしたりしております。普段の学校生活では、配膳前にアレルギーに

該当する児童について、校長・担任・栄養士の3人で必ず確認をして、それから配膳が始まります。そしてトレイの色を緑色に変えており、アレルギーがある自分が緑トレイというように他の児童とトレイの色を変えて、一番最初に配膳するというように設定しております。また代替食を持ってきている日はそれも確認して、皿のみなのかということも確認をして配膳しております。以上です。

議長 : ありがとうございます。続いて体育主任の野田委員よろしくお願ひします。

野田委員: 本校では、できるだけ体育の授業は午前中に行うようにしています。しかしコマ的に難しいこともあり、午後の授業になることもあるため、午後の授業が始まる時には必ず体調の変化があればすぐに報告するようにと全体指導を行っています。今年度1件5月頃に1年生で給食で桃を食べた後に、その生徒が陸上部の生徒だったんですが、放課後に陸上部の活動で走ったら、顔が真赤になってしまったという事例がありました。ですので、1年生の授業はなるべく午後にならないようにしております。以上になります。

議長 : ありがとうございます。続いて安全主任の小倉委員お願ひします。

小倉委員: 本校ではまず月の献立の書類を、担任・養護教諭・栄養士・校長の複数でチェックを行うようにしております。また先ほどもお話しあったように、アレルギーの児童に対しては、給食の時はアレルギーがある場合、トレイの色を緑色に変えて、一番頭で配膳をするようにしております。また、その日にアレルギーがあった場合は、その献立の料理の札がのっていて、これは絶対に配膳しないようにと確認できるようにしております。あと朝のホームルームでその日にアレルギーがあるかどうかというの、日直が全体に連絡するようにしております。健康観察や朝の挨拶と同じように、毎日行っています。これは、保護者から4月に承諾を得るようにしています。そうすることで、アレルギーを持つ児童と担任だけでなく、給食当番など配膳をする側に対しても注意を促すことができるということで行っています。以上です。

議長 : ありがとうございます。続いて学校栄養士会の高原委員よろしくお願ひします。

高原委員: 栄養士会会長の立場から現場の状況についてお話をさせていただきます。給食の現場ですけれど、先ほど数字も出ていましたが、食物アレルギー対応を必要とする子供たちが本当に年々増加していき、さらにその増加のスピードもすごく早まっているなということを感じています。中でも、フルーツとナッツ類が顕著に増えています。ナッツについては、給食では原則として提供しないものなので、給食中の事故リスクは低いと考えられます。しかし一方で、給食で扱わないがゆえに、学校行事や修学旅行などで見落とされやすくなっています。新しいマニュアルの方には、そのところが記載されていますので、安全確保におけた課題が共有できると思います。深刻に感じているのが、フルーツアレルギーの増加です。花粉症の発症と関連する形で、複数の果物に症状を示す、中には果物全般という児童生徒が増え、対応が難しくなっています。中学校の場合、果物のア

アレルギーがあるとなると、給食を選択できず、結果的に給食を食べられない生徒が出てしまいます。中学校の栄養教諭・学校栄養職員の方は、なるべく多くの子に食べてほしいと思い献立作成で工夫しても、大規模校では、対象者が非常に多く、現場の努力が限界に達しつつあるのが実情です。今回の改訂マニュアルでは、レベル3の除去食対応行わないとありますのは、現場にとって大きな転換点であると受けとめています。実際に、現場で除去食を行っているところはありませんが、今後給食費無償化が始まっていく中で、給食を食べることができない児童がいる可能性が出てきてしまうというところは制度全体として慎重に考えていかなければいけないと思います。安全確保はしていかなければならないですが、例えば、卵スープの卵を除くことで食べられるけれども、それが除去食をしないことで食べられなくなってしまう。なるべく多くの子に給食を提供するという概念がゆらくことになってしまう。マニュアルがあることで、アレルギー児童は給食が食べられない、ということがないようにしていかなければいけない。アレルギー児童をどう守っていくのか、という視点が重要なかなと思います。その結果、やはり除去食対応はやめましょうというようになるかもしれませんが、マニュアルの改訂については、現場の意見も取り入れて、安全確保が最優先ですが、みんなで十分な議論を重ねたうえで検討していただきたいと思います。1点質問なんですけれど、マニュアルの改訂版の表紙の一番下に令和8年度改訂で令和9年度から実施というようになっているので、この委員会で承認されれば、令和8年1月改定で実施については令和9年4月実施と考えてよろしいでしょうか。

議長 : ありがとうございます。最後の質問につきまして、事務局から説明ありますか。

事務局 : 今回いろいろご意見をいただきながら、今回のマニュアルをさらに改訂していきたいと考えております。いろいろございましたけど、除去食の件だとかいろいろとまだ課題がございます。その件につきましては、(調理業務委託の)仕様書の変更だとか、契約の変更だとか、いろいろとまた別のところで絡んでくることもありますので、現時点では除去食はしないというように進めながら、今後その辺の整備をしながらまた変えていく考えてございます。今回ご意見をいただいて、もう少しこのマニュアルについては考えた方がいいんじゃないか、今あったように現場がいろいろと困っていることがある。この改訂を出すことによって、現場がさらにやりやすく、また安全に対応ができるというようになれば、このマニュアルでいきたいと。そういうご意見もいただきたいと。もし、来年度このマニュアルで、いろいろなご意見いただいて変更して、これでいいというようになれば、この丸印のところに数字を入れて来年度の4月に実施というように考えています。以上です。

議長 : そうすると、これで良いとなれば、来年の4月から実施と考えていらっしゃるということですか。

事務局 : その通りです。今日のこの会議とそれからその後も何か例えば栄養士会と意見交換みたいな場ですとか、この後の管理職や医師会の方々からご意見をいただいて、やっぱりここはまだ議論が必要だということになれば、またお時間を取って進めていきたいと考えています。

議長 : わかりました。では、また皆様のご意見も聞いてみたいと思います。続きまして、保健主事会、芳澤委員よろしく申し上げます。

芳澤委員: どの学校さんでもやってるかと思うのですが、年度初めにエピペンの研修やアレルギーを持つお子さんと保護者さんと綿密な打合せを行い、面談を管理職、養護教諭、栄養士、担任が揃って確認するようにしております。また夏休みには、食物アレルギーが起こった場合に、どのような動きを誰がするかというシチュエーションを、設定とか伝えずに、こういう場合に誰がどう動くかというのを実際に全員がその場で考えて動くというのをやっておりまして、動画を撮っています。誰がどう動いたか、この時こういう動きをした方が良かったんじゃないかというのを必ず振り返りをしております。その反省をもとに、次年度に別の事故が起きた時はどのようにやってみようかと、養護教諭や栄養士が中心になって、全職員で行っています。また、今日のように、私が出張で自習体制になる場合、必ず代替りの補教が入る場合に、給食でクラスにどのような対応をしないといけない人がいるかということも必ず確認できるように、教室にもいつもその児童の情報が書いてあるものやマニュアルを必ず教師のこの場所に置くというのを全クラスで統一していますので、誰が入ってもわかるようにしてあります。事務室にも必ずアレルギー関係書類が見やすくなるようにしております。先ほどのマニュアルの 18 ページで学校生活給食以外の留意点ということで、私も担任をしているので、(1)の校内における教育活動のところは気をつけなきゃいけないんだというのがすごくよくわかっていいなというように思いました。低学年での生活科で食物を育てたりとか、そういう時もありますし、あと民間の出前事業でいろいろな業者さんが来て、その時に食べ物を扱うということもありますので、その日にも必ず栄養士や養護教諭に食材を確認してもらってから行っています。以上です。

議長 : ありがとうございます。続きまして、養護教諭会 赤澤委員よろしく申し上げます。

赤澤委員: 先ほど体育の授業は午前中という話がありましたが、本校でもエピペンを持っている生徒の体育の授業は午前中にするように組んでいただいております。また新しいマニュアルにロッカーを囲うというところがありましたけれども、そちらもエピペンを持っている生徒のロッカーは赤テープで囲い、すぐ対応が必要な時にわかるようにしております。また、アレルギーのある子の食券をマーカーで色をつけて、この子がアレルギーがあるということを担当の職員がすぐわかるようにしております。マニュアルのことで私も質問があるのですが、よろしいですか？前からあるものにも載っているんですけども、新し

いマニュアル9ページ「食物アレルギーの診断について」というところで、特定の食物摂取によりアレルギー症状が誘発されること、その食物に感作されていること、とあるんですね。負荷試験で食べてアレルギー症状もあり、検査の結果も陽性であることが確定診断となっていて、どちらか一方だけでは食物アレルギーと診断したことにならない。学校生活管理指導表をお医者さんに書いてもらう時に、食べてちょっと症状が出るんだけど、血液検査では出ないという生徒がいて、そのマニュアルに沿うとアレルギーとは言えないから、さてどうしようっていう話がすごくよくあります。学校としては、症状が出ている以上対応はしないわけにはいかないけれども、アレルギーと診断にはならないというところの、その狭間でどうしたらいいんだろうねって話が出ましたので、ちょっとそちらをお聞きしたいと思います。2点目なんですけど、新しい管理指導表の中に、今まで載っていた管理指導表のE欄のところ、新しいものは自由記載の欄が多くなっているんですけども、今までのものに確認事項の中で、揚げ油の共有ですとか、微量混入ですとか、添加物に含まれている場合とか、その食品の場合に食べられる食べられないとチェックが今までのものにあっただけですが、それがなくなっているの、今ちょうど新しく入ってくる生徒のアレルギー面談をしているところで、栄養士さんとちょうど対応しているんですけども、この欄をすごく見ているので、それがなくなってしまうと、これは自由記述に書くことになるのでしょうか。ただお医者様もこちらがある方がすごく書きやすいのではないかとということ、これを面談で、その都度聞けばいいんだろうけれども、あるものを使っていたらすごくわかりやすかったの、ちょっとそこを聞きたかったです。以上です。

議長 : ありがとうございます。質問が2点あったと思いますが、事務局の方、いかがですか？

事務局 : 事務局の方からお答えさせていただきます。明確な回答になっていないかもしれないですが、お答えさせていただきます。まず1点目の9ページの確定診断についてのご意見なんですけど、マニュアルの8ページ、あとでご覧いただくので結構ですが、こちらはガイドラインと文科省の対応指針からの引用文になります。二重丸の3つ目「ガイドラインに基づき、医師の診断による管理指導表の提出を必須とする」となっていて、この管理指導表に基づいてというのが、大原則のアレルギー対応なんですけど、そのガイドラインと対応指針を受けて、市のマニュアルを作るので、もちろん市のマニュアルも管理指導表の提出必須として、ここに基いて動くということになります。管理指導表を見ていただくと、一番左上の方にA病型が載っています。今回この管理指導表で対応するのは、このAの「1.」「2.」「3.」のことですよ、となっていて、その他の欄はないので、この3つを主な対象とするマニュアルだったり、対応指針だったり、ガイドラインだったりするということを考えると、この「1.」「2.」「3.」はいずれもIgEという血液検査によるものですので、この確定診断の定義がそのようになっています。ご質問いただいた方は、

食べると出るが血液検査では出ないという方なので、お医者様が今来ていただいているので、細かいところは後でご指摘いただければと思うんですが。IgEの由来のものではない可能性もあったり、その他の原因でもあったりするので、まずは主治医にご相談いただいて、適切な対応なり診断なりを受けて、その内容について、保護者様が学校にお知らせいただく。そして、お知らせいただいた情報に基づいて、学校の対応を検討するというので、そもそもマニュアルというのは、その業務についてとか、その対応について、より良いものにしていったり、より標準化して、この人はこのアレルギー対応をこうやっています、この人はこうやっていますというバラバラの対応ではない標準化を求めるものなので、もしかするとこのご相談いただいた食べると出るけど、血液検査では出ないというのは、この標準化の対象にならない方の可能性もございますので、まずは主治医のお話を伺って、その情報に基づいて、このマニュアルにのる方なのかどうかということから始めるのが、まずは順当なところかなと考えます。ですので、それに合うマニュアルにということになると、それはまたちょっと検討が必要かなと思われま。2つ目の質問で、管理指導表のEの欄で、今まで揚げ油の共有や加工食品の製造ラインなどの内容だったんですが、そこは教育委員会の方に寄せられる、学校からあるいは保護者から、病院からの共通の質問で、かなりその対応が長くかかるものの最たるものでして、揚げ油に丸がついて本当はそうじゃないんだけどもとかいう話がとても多くて、ガイドラインと文科省の対応指針の方を見ますと、かなり稀な方とかあの消費者庁による指示のある品目については、1グラムあたり1000,000分の10グラム以上のもは原材料とするとなってますので1,000,000分の10以下でも反応するような稀なお子さんについての扱いになるんですが、ただし卵とか乳とか限られた品目になるんですが、その辺についても、安全策をとっても丸にしておきましょうという方もかなり多くて、そこまでの10000分の10レベルの対応が必要な方については、もちろんFの欄にとっても重篤な症状を起こす可能性ありますということで、どのお医者様も書いてくださっているのが、現実のところだと思うので、あえてここには明記しないで、改訂案を作成いたしました。以上です。

篠本委員：この今回の会に先立って、私の方から質問の項目をすべて上げて出しましたよね。それが今言われたところと同じところがありましたよね。食物アレルギー確定診断というのは、確定した診断で、それだと言いたいんです。食物アレルギーそれ以外の疾患はいっぱい確定診断があるわけです。このマニュアルを作るにあたって、関連本を読んでいたけど、そのこのところの部分を出していきます。だから、どうしても補足部分が抜けてるんですね。よくインタビューでそこだけ抜いて、インタビューで結論言われても困るって芸能人の話がありますよね。あれと同じように、これもそうなる部分があります。ですから、後から、「二重丸のところ見てください」と等は元資料に書いてあります。その部分

をこの意見書1枚に書くのは難しですよ。今の「血液検査で出ないっていうのはどうするんですか」という話がありましたけれども、そんなお子さんいっぱいいます。ゴロゴロいます。10人調べて、1人いるかなとかそういうんじゃなくて、2~3人位、ゴロゴロいます。それはもうしょうがないです。だからまずアレルギーを診断するのに、血液検査でアレルギーの診断はできるけど、確定診断はできないと考えています。皆さんが薬を飲んで湿疹が出たりとかするじゃないですか。薬を飲んで湿疹が出るの、アレルギーなの?どうなの?という、食物アレルギーとは少し違うと思います。食物アレルギーとは、普通に食物を食べて出たらですよ。メカニズムが全く違うんですよ。ただ、食物を食べて湿疹とかでたら、もうその子はそれが食べられないかもしれません。小児科医会の先生たちから、会に先立っての意見でも、ここの記載はもう間違っているとらえられて困ると。両方で確定診断だから、この確定診断はできないっていうだけで、だから提供していいっていうのは書いてないですよ。確定診断ができないだけです。だからこの子はアレルギーと確定診断ができないだけで、それを提供して良いとは全く書いてないですから。その裏には、主治医と相談して提供しないようにしてくださいっていう意味なんですよ。逆に難しいです。そこは、あの部分は意見書を作るにあたって、ガイドラインとか色々な資料を抜き出して書かれているのでやむを得ないと思うんですけど、その裏には色々注釈があったりとか、その成り立ちがあるんで、その部分だけ抜いて書いてしまうと、やっぱり今のような現場で困るようなことがいっぱいあると思います。小児科の先生は、これを確定診断というのは嘘だからやめてもらいたいというコメントでも、「食物アレルギーと診断したことにはならない」と記載があるところを、できれば「診断できないこともある」というように書いてもらいたいという意見でした。正直言って、その部分はそう考えていたんですが、ガイドラインなどにもそのように記載されているので、そこは難しいところではあるのです。揚げ油のところは、いつももめるところですよ。例えば、食べられないものが卵だったり、エビだったり、数々あります。そこに油っていう風だと、このスペースでは書けなくなっちゃうんです。

筒井委員：保健所長の立場でというか、医者の方というか、健康危機管理を対応する視点で申し上げると、さっき確定診断の話がありましたけれど、はっきりこれはと言えっていうことだけが出てるっていうだけで、その場合は必ず対応しないといけないけれど、そこにのっからないからといって安全とまでは言えないんで、どちらかかかっているものについては、やっぱりこれの本来のアレルギー体質の趣旨から言うと、そこはもうやっぱり慎重な対応をした方がいいっていう話になるわけですよ。そういうことで、この目的に照らすとはっきり言えることはもちろんですけど、そうじゃない部分もちゃんと同様の対応した方がいいですよ、ということをおっしゃりたいということなんで、そこはよくわかっていただいた方がいいと思います。

議長 : ありがとうございます。はっきりとアレルギーだって言える部分もあるけれど、そうじゃない部分もあって、そうじゃないからと言って、食べさせていいんですということにはならないということですね。慎重に対応した方がよいということですね。ありがとうございます。

ここでちょっと時間の都合がありまして、田村委員コメントをいただければと思います。

田村委員: 今、いろいろお話を聞いていて、私も保育園のマニュアルいただいて読んだりしていて比較したんですけども、どちらも事前に色々準備をしてというのは重々理解したんですけども、学校の検診とかでも検査して受診勧告をしても、反応してくれない家庭がまあまあありまして、家庭の方で(受診勧告に)のってくれない場合はどういうふうに行われているのかというのが一点と、あとアレルギーですってなっていない子が急になった時とかの対策とか、エピペンの準備とかはどうなっているのかが気になりました。

事務局 : ご家庭の協力が得られないということがございましたが、学校から出て一番多い悩みは、家庭から管理指導表が出ないという悩みです。お子さんのためです、お子さんの安全を守りたいんですってというお話を何度も繰り返しながら、保護者さんのご協力を少しずつ得ているような感じです。あと、急に発症された児童生徒の対応についてなんですけど、まずは受診をお願いするのと合わせて、まだわからないけれども、おそらくこの日の給食が原因で起こったのであろうということで、まずは除去の対応を進めるのが先決と思って動いております。以上です。

議長 : ありがとうございます。それでは、続けたいと思います。管理職の委員からお話をうかがいます。まず高等学校 増満委員よろしくをお願いします。

増満委員: 高等学校の場合は、まず給食ではないということ、年齢的・発達段階的に自己管理ができるということもあって、それほど大きな事例というのは今年度ありませんでした。ただ、4月にはやはりエピペン研修を行って、あとはアレルギー生徒の共有ですね。きちんとやっております。あとは宿泊を伴う校外行事が多いので、その前には必ず該当職員の中で確認を行っております。あと合わせて、本校は3科ですね、普通科、商業科、体育科それぞれ別の動きをすることも多く、また、部活動で本校を離れた場所で活動することも多いので、そういった場合、管理職がいないことが非常に多いので、その時その時、その場の職員が確実に対応できるようにということで、その辺の指導は行っております。あとは何かあったらもう疑いものに関しては、すぐに救急車を要請すること、そこら辺は徹底しています。以上です。

議長 : ありがとうございます。続いて特別支援学校平石委員よろしくをお願いします。

平石委員: 本校は、小学部・中学部・高等部があります。基本的には、小学校のガイドラインに沿って、給食の方を提供しております。マニュアルの方の対応ガイドラインに基づいて、4月当初に、アレルギー対応委員会を通して情報共有をしております。エピペン研修も行っています。細かいところ言えば、トレイの色分けをしたり、盛り付けをした配膳担当と担

任でチェックを行い、サインして最終確認をしています。特別支援学校なので、給食の時間が教育課程に位置付けられているので、日常生活の指導ということで位置づけられていますので、指導ということで子供が配膳等も含めて行っています。気をつけなきゃいけないのは、子供が配膳中にアレルギー食材に触ってしまった、なめてしまったという可能性があるので、そこを細心の注意を払っています。それと、必ず学部主任を含めて毎朝献立のチェックをしていますし、アレルギー食品該当のものが出る場合には朝の打ち合わせで周知することを徹底しています。対応マニュアルの方見させていただいて、もしよろしければですね、大枠では小学校、中学校、特別支援学校があるんですけども、全体を通して書かれている文章で、小学校に準じていますので、「小学校」の部分を「小学校・特別支援学校」に、可能であれば変えてもらえればと思います。チェックしたところは全部つけてきましたので、あとでお渡しできればと思います。

議長 : はい、よろしく願います。どうもありがとうございます。最後に小学校校長会宮崎委員よろしく願います。

宮崎委員: 本校ではですね、給食は子供の命を作って、命を守るそういう過程であることを確認して、入学式・始業式の前に必ずエピペンの使い方の研修を行うようにしています。その際に、調布であった事故がどういう対応だったのか、発症してから亡くなるまでの時間、それからお母さんの手記を毎年読んで、そのようなことがないようにしようということをまず確認しています。対応については、先程のお話が通った通りなんですけど、問題は最初に栄養士と保護者の間で書面上で確認するんですね。今月はこれが食べられないとか。小学校はどちらかというと、広義の除去食を行っていることが多いと思うので、そのためのやりとりをするんですが、そこで保護者が漏れることが結構あるんです。そこでまず正確に漏れないようにするというのと、親に頼むのは子供がその日に食べられるものがわかるようにして登校させてくださいということ、配膳の時に栄養士、担任、校長とで、配膳ミスがないように毎日3つの目で確認するようにしています。調布ではおかわりが事故の原因になっているので、除去するものがある日は、おかわりをしないで、望みがあればはじめに他のものを多く盛り付けるようにしています。先ほど診断の話が篠本先生からもありましたが、それが大きな問題で、例えば本校で、食物アレルギーの診断が全くない子が、給食後にアレルギーの症状が出て救急搬送することが起きました。そのとき診断した医師は、状況から食物アレルギーが疑われると話しました。保護者によると、その子は、家庭やレストランで同じ献立名のものを好んで食べているが、かつて症状が出たことはないとのことでした。その献立に使用している食品名の詳細を保護者へ示し、専門医の受診をすすめてはいますが、まだ受診していただけていない状況です。診断がされていないのでマニュアル通りではりませんが、食物アレルギーのある子供として除去対応を続けています。保護者の申し出や子供の状況に応じて、診断がな

い場合も、安全面を優先して食物アレルギー扱いの対応をしています。多くの学校でそうだと思いますが、診断をすすめるのもなかなか難しく、心情的に保護者との関係が悪くなることもあるので、そこはお願いするという形をとりながら、毎年お話をしているという状況です。そういう中で、診断していただける方がいらっしゃるというのは、この現状でわかりました。安全面を優先している。マニュアルはマニュアルとして尊重して対応していますが、それを超えて安全面を最大限に優先して、それを保護者に説明して、保護者の了承を得て、それを子供にも説明するという対応を、多くの学校でされていると思います。以上です。

議長 : ありがとうございます。続いて、後藤委員、三浦委員よりコメントをいただいておりますので、事務局お願いします。

事務局 : お預かりしているコメントをお伝えいたします。まずは、古和釜中学校 後藤委員からです。

食物アレルギー対応マニュアル 改訂に際して中学校の取り組みをご説明します。中学校では、二種類の献立から給食実施の3ヶ月前に選択する形態になっており、県内では、本市が実施しています。今年度から初のウェブ申し込みシステムが運用され、若干の保護者の入力忘れが発生するものの、混乱なく一年が経過しました。昨今の、学校職員の食物アレルギーへの意識は定着しており、それだけアレルギーのケースも増えているように感じます。保護者と面談を行うと、幼少期から分かっていたら、アレルギー源となる食物を「食べない」という習慣と共に、家庭でも「出さない」ことで対策していることが分かります。学校においては、給食のみならず、校外学習や修学旅行、校外での体験学習においても、必ず、口にする食事の確認を、現段階でのアレルギーの状況確認として事前調査を行います。一方で、これまで問題なかった食物、例えば果物などのアレルギーが新規に発生するケースもまれに見られ、懸念されることもあります。いずれにせよ文科省公益財団法人学校保健会の「取り組みガイドライン要約版」にあるような3つの柱は、学校での日常的な取り組みとして根付いているので、緊急時の対応としてのエビペン研修会、AED研修に始まり、保護者との面談を、栄養士や養護教諭、校長で実施しています。医師の診断を経た管理指導表をもとにして、正確な情報把握と、保健、給食の面から説明を行います。中学校は献立の選択段階でシステムが自動的にアレルギー源となるものが入っている献立を、誤って注文できないようになっていますが、栄養士による注文内容の確認、担任や全職員の共通理解を通じて、学校組織体制で安全管理を行っている状況です。

次に、消防局救急課 三浦一浩委員からです。令和3年改訂、令和4年試行から4年が経過しようとしている中での改訂とのことあり、学校現場における対応体制の見直し等を図ることは必要なことであります。マニュアルに記載されているとおり、学校給食で

最優先されるべきは安全性であり、保護者と学校側が協議したうえ、可能な範囲で対応されているものと思います。アナフィラキシーは短時間のうちに重篤な状態に至ることがありますので、教職員の皆様の誰もが発見者になった場合でも、適切な対応が取れるように、全員が情報を共有し、常に準備しておく必要があります。緊急性の高いアレルギー症状の場合には、フローチャートに則り救急車を要請して下さい。また、エピペンを所持している児童・生徒の情報を把握されていると思いますが、エピペンの取扱い研修を実施しておかなければ、いざというときに対応することはできないと思われます。定期的な研修の実施が望まれます。なお、児童・生徒のエピペンの情報につきましては、消防局にも提供していただいておりますが、救急車を要請される場合には、改めて現在の症状やどのようなアレルギーをお持ちなのかなど、119番通報を受ける指令センターの指令員が詳細に内容を伺います。教職員の皆様は焦らずに指令員の問いかけにお答えいただきますようお願いいたします。以上になります。

議長 : ただいま、事務局の説明、委員の皆様から報告していただいた内容も含め、ご意見やアドバイスをいただきたいと思います。日高委員、お願いします。

日高委員: 改めて学校現場の話を聞かせていただいて、今の状況を知ることができました。それらを含めてマニュアルの改訂をすすめていくことになると思いますので、この後医師会等の専門家のアドバイスを伺いながら、現場にとってより良いものが作れるといいのかなと思います。

議長 : ありがとうございます。篠本委員、先程もご意見いただきましたけれども、よろしく願います。

篠本委員: まず先に、マニュアルに関しては相当訂正事項が多いと思います。作った方が悪いとかそういうんじゃなくて、これ大変だと思うんですよ。書いてるところを見ると、確かに引っ張ってくる資料はちゃんとした医療現場の人が書いているんですよ。それにも関わらず、それは違うんじゃないかは、書いてから月日が経ってしまったんで、随分変わってるっていうのがありますね。その辺はやっぱり考えないといけない。先程高原さんが、施行は来年ですかという質問をしたと思うのですが、1回決めて来年に施行っていうのは、その間に過渡期があると思います。だからそれは過渡期だとして守っていかなくちゃいけないんですけど、あまりにもちょっとこれはマニュアルなんて、流動的な部分がやっぱり良くないと思います。先日も、小口小児科会長とお話して、今年医師会の方でマニュアルを練ろうという話は出てます。来年までにしないととは思っています。今日の会議に先立って、医師会の方にメールを出したところ、やっぱり先程言ったその確定診断のところはいくつか問題があると。あとやはり同じようなこの E の部分がはっきりしないということで、1人の先生がごま油だけじゃなくて、ドレッシングにごまが入っていることがあったらと報告受けました。そういう細かいことを言ったらきりがありません。やはりそれは

ちょっと練らなきゃいけないと思うので。変えた部分、除いた部分はわかるんで、もう一度そういうことをやっていかないといけないです。もう一つは幼稚園とですね、小学校が幼稚園から上がっていくんで、幼稚園との対応の差が結構多いんですね。だからそうするとどうということかという、お母さんたちが幼稚園ではキウイは出てなかったのに、小学校ではなんでこんなに出るんだとか、当たり前のようなことを言います。ガイドラインは市町村で作っていいことになってるんで、未だに、また数年前まではピーナッツを提供する千葉県の市町村もありました。理由を聞くと千葉の特産物だからと。そういうこともあったわけですから、あのガイドラインのマニュアルを作るのであれば、やはり資料の引き抜きだけではうまくいかないというのはしょうがないと思うんです。その辺は理解して、保育園と学校のマニュアルに関しては、小児科医会で少し練らせていただくということでもいいでしょうかね。それで、いろいろ質問に出したんです。

議長 : 事務局いかがですかね。小児科会と学校の方で練りたいというご意見だと思うんですけども。

事務局 : ぜひそのようにしていただけると。

篠本委員 : あとですね。ちょっとこれここで言うてどうなるのという話なんですけど、ちょっとお耳に入れといた方がいいかなっていうものです。11月に薬事承認されたものがあるんです。それはエピペンの代わりに鼻腔にさす。エピペンの代わりになるもの。これは承認が通ってるんですが発売になってないです。発売にいろいろ問題があるんです。もしも発売された場合に供給ができるか。皆さん注射をするのに抵抗がありますよね。それを鼻で済ますことができるようになったら、一斉に買いたくなってしまふ。アナウンスすると、逆に危なくなってしまう。ただ皆さん、そういうことを聞くことがあった場合には、まだ発売になっていないということで、もう少し練られているということでお話していただければと思います。ちゃんと発売になったら、これは大きく変わるのだと思います。「ネフィ点鼻薬」というもので、承認を通過しているので、いつ発売になってもおかしくない。

議長 : ありがとうございます。木村副委員 よろしく願いいたします。

木村委員 : 現場の声を重く受け止めています。アレルギーのお子さん、確かに増えています。考えてみれば、花粉症の患者も増えていますし。給食は毎日食べるもの。一番簡単な対応は、アレルギーを摂取しなければいいということ。そこで問題なのが、何がどの位の量が問題なのかということ。少ない量なら大丈夫というお子さんもいる。これを現場が考えてしまうと疲弊してしまうので、本当だったら給食を提供しないで持ってきてもらうのが一番安心じゃないかと。マニュアルは完璧ではない、法律でもない。現場でどう運用していくのか。重要なことというのは、保護者から十分な聞き取りをし、可能性があるものに関しては、現場で掌握しておかなければならない。家庭からの協力が得られないからといって、関係ありませんという訳にもいかない。学校は対応してくださっている。現場にすべ

ての責任がかかってしまっていることを心配している。Aという薬とBという薬があって、各々単独で取った場合は大丈夫だが、混ぜたらだめな場合がある。その逆もある。食べ物は薬のようにはいかない。食べ物だと、リンゴとバナナがあって、単独で食べても問題ないが、同時に食べたらどうなるかということもある。食べ物でいうと、どんな混ぜ方をしようかアレルギーがひとつでも入っていたらだめ。Aが食べられてBも食べられるけれども、薬のようにAとBを混ぜるとだめということはない。疲弊されないように気を付けて頑張ってもらいたいと思います。栄養士の先生は、あれだけの人数ひとりひとりに神経を注いで、時間を作って対応しなければならないというのは、大変だなと思う。素晴らしいのは、船橋市の給食は、非常に評価が高い。他の都市でやろうと思ってなかなかできることではなく、だからこそ保護者は学校で給食を食べさせたいという声も多い。今後もアレルギー患者が減る傾向はないということも、悩みの種だと思う。不思議なことに、人口は減っているのに、特別支援の学校に通うお子さんは増えている。それは、対応の素晴らしい先生方も多し、学校の対応がしっかりしていて、安心できるからだろう。話が長くなりましたが、みなさん頑張ってください。

議長：現場への応援をありがとうございます。それでは、筒井委員よろしくお願いします。

筒井委員：まず先に確認したいんですけど、小児科医会の方に一旦預けるといってよろしいでしょうか。形としてはどうですか？

事務局：はい。まず特別支援等の表記も抜けておりますので、一回整理をし、その後訂正したものをお渡しして検討してもらいたいと思います。またこの後、お送りする議事録も見ていただきと思っています。

筒井委員：どのくらいの期間でとお考えでしょうか。篠本先生お一人でという訳にはいかないと思うので。

篠本委員：来年度にある程度の形ができるように、スタッフを集めて、星岡先生を中心にやっていたらいいと思っています。

議長：来年度中に改定できるようにということですかね。一番遅ければ令和9年の4月スタートのようなイメージになりますでしょうか。

篠本委員：それを目指して、と考えています。

高原委員：小学校の就学時健診が11月にあります。そうすると、そこでこういう体制でと説明をしなくてはいけないので、令和9年の4月スタートとなると、そこがマックスの期限ということになってしまいます。その前に、学校へこのマニュアルでいきますという説明をしてもらうとなると、夏休みとかに説明をしないと間に合わないということになります。そこまで急がなくても、とも思うのですが。

事務局：マニュアルの改訂にあたりまして、自分の中でも、先に延ばした方がいいかなというように、色々なご意見があると思うんですけども、篠本先生がお話されたように、もう

一度マニュアルについて安全対策委員会を来年度開催して、検討したものを、令和10年4月実施という形でもよいかと考えていました。

議長 : ということは、令和10年4月実施ということをつまえると、令和9年11月位に就学時健診があり、その前に学校に周知ということですか？

事務局 : 焦って令和9年の4月スタートというよりは、ベストは、期間を設けて令和10年4月からスタートも有りなのかな、と思います。

議長 : 令和9年11月の就学時健診は、新しいマニュアルを使うということですか？

事務局 : はい。

事務局 : 一番早いスケジュールだと、令和8年11月の就学時健診と考えたのですが、まだ検討する事項がありますので、令和9年11月の就学時健診、令和10年4月実施もあり得ます。

議長 : これまでの話をつまえると、令和9年の夏ぐらいには粗々できていないといけなと思うんですが、事務局でスケジュールを整理してください。

事務局 : はい。整理していきます。

筒井委員: 今なぜ質問したかという、医師会さんの方で熱心にやっていただくのはいいんですけど、現場で迅速にそこだけは早くしたいというものがあるんだしたら、そこだけは先にすべきなのかどうかというのをちょっと確認したかったからなんです。例えば、除去食の部分は、今後やめようという風にうちの栄養士からもそう聞いてるんですけど、であれば除去食だけでも早く変えたいということもあるかもしれないし。例えば、除去食のインシデントについても、どのくらいあったのかどうか、こちらはデータを知らないですし、現場的にも除去食の不安があったというのであれば、そこだけでもなくしたいということであれば先行して、あと少し詰めるものは医師会さんとかという話もあるかもしれないですが、その辺は会議外でも調整したらどうかというのが一つあったんです。あと私の方のちょっと気づいたことを申し上げますと、せっかくなんでちょっと資料のところに行きますが、マニュアル28ページ(5)で、「すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック」ということで、これとても大事で、医療の方でも医療安全とかでインシデントとかアクシデントとかあって、それを保健所がチェックしに行ったりするんですけども、ここだけの内容を見ると、結局集めた情報を学校にフィードバックというのはいいんですけど、学校だけでなく市全体で共有するというのも、今回のようにせっかく専門家も入っているのに全くその状況が見えないので、分類としてどういうカテゴリーのものが、どのようにあったかをせめて集計していただけたらいいと思う。医療の場合ではそのようにやっているの、じゃあどのようなものに数が多いとか、じゃあその中からハインリッヒの法則ってやつで、一定数の数があるといずれアクシデントが出たりするということになるので。外にオープンにできない情報かもしれないですけど、ここだけで共

有して情報はクローズドにするだけでもやらないと、今後の再発防止にいかせないのではないかと。同じく上の(3)のところの研修会の話があって、それもとっても大事だと思うんですけど、エピペンとかはもちろんそうなんですけど、そのインシデントとかのデータとかを整理したものをやっぱりぜひ各学校の先生たちが集まった時にちゃんと医師会さんからも保健所からでもいいですけど、説明とかしてあげると多分どういうところにどういう観点でつけた方がいいとかあるので、この安全委員会をやってる意義が出てくると思うので、なんかそういうのは考えられたらどうかと思います。最後に、簡単に様式の方の話をしますと、学校生活管理指導表っていうこういうの現在使われていると思うんですけど、危機管理やってる方の観点からの意見をちょっと申し上げるとですね、例えば左の枠のところは「アレルギー」とか「アナフィラキシー(あり・なし)」と書いてありますね。「あり」を上(先に)書いてる。「学校生活上の留意点」の方も、あの右の上の方のようですがこういうところを見ると、「管理不要」というのが先に出てくるわけですね。これが全員にまず配ってチェックしてくれていうんだったら、もちろん多くの方が「なし」になる訳なのでいいんですが。特定の人だけに配付となると、「管理必要」という方を先に持ってきて、そこにチェックがついた人をまずしっかり気にしていくと。そうしないとあのチェック漏れが起こる可能性があるんで、基本的にはそういうリスクが高い情報を前に持ってきてっていうのが、危機管理の基本的なやり方なんで、そうされた方がいいですね。例えば、「気管支喘息」のこの「学校の生活上の留意点」真ん中、右側の方にちょっとありますけど、これも上から見ると「1」・「2」・「3」って書いて「管理不要」とかがありますが、なるべくよろしくない方、配慮しないといけない方を先に持ってくるってことが大事なので、ちょっとそのあたり書き方とかを変更されると、皆さんがチェック漏れとかしなくなるようになると思いますので、それ考慮されたいかなと思います。だいたいそんなとこですかね。私も十分には見きれてないんですけど、あともう1個すみません。マニュアルの14ページ目、除去食のとこですね。レベル3の除去食のところ、船橋市はしないということ書かれていますよね。そうするんだったらレベル3自体落とすっちゃうのか、全国的にこのようなものが入っているから書いているなら、船橋市はしないということを書いた上でその下の部分はバツ印つけるとか、中途半端にしちゃうと間違いのものになると思うので。途中でも除去食のことが色々残っているんで、その辺はあえて書いて訂正線のようなものを書くのかもう全く落とすのかとかちょっとそのあたりも考えられた方がよろしいかなと思います。以上です。

議長 : ありがとうございます。ミスの防止といったリスク観点から、アドバイスありがとうございました。

篠本委員: 些細なことなんですけど、マニュアルを保護者の方に渡すのであれば、8ページの「(2) 正確な情報の把握に基づいた対応」についての3行目「保護者の求めるままに実情

に合わない無理な対応を行うことはない。」というところなのですが、保護者に渡すのに適切な文章ではないと思うので変更した方がよいと思います。保護者の方が見たらカチンとくるんじゃないかと思います。あと、先程話した「ネフィ」がこちらなんです。簡単に言うと注射ではなく鼻に入れてさすやつです。情報がでちゃうとみなさん対応しなければならぬので、小児科医我々も対応をどうしようかと考えているところです。

議長 : 各先生からコメントをいただきました。皆さんいかがでしょうか。先程筒井委員からもありました、今後重要な部分があれば先行して改訂をして、それ以外を後でということも考えられる、緊急のことがあればというお話もありましたので、事務局の方でスケジューリングも含めて、医師会の先生と協議をお願いできればと思います。あと内部の情報共有を先程一番最初にございましたので、よろしくお願ひします。皆様からなければ、事務局からの連絡にすみたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。他に事務局から連絡はありますか。

事務局 : はい。委員の皆様ありがとうございました。貴重なご意見をもとに、内容を事務局で取りまとめを行い学校へ周知してまいります。また、会議録につきましては、まとまり次第、委員の方々に送付いたしますので、主にご自分の箇所について誤記がありましたら加除、訂正の上、返送していただきたくお願ひいたします。再度取りまとめましたものを担当委員にご署名いただき、会議録として残してまいります。本年度の署名委員は 田村委員と宮崎委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 : ありがとうございます。これを持ちまして議事が全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 : 小栗委員長、ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回船橋市学校安全対策委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和8年1月22日開催、第1回船橋市学校安全対策委員会会議録について、承認したので署名する。

委員 田村 耕一

委員 宮崎 尚